

第1回 宅建マイスター認定試験合格発表によせて

本年8月24日(木)に実施いたしました「第1回 宅建マイスター認定試験」では、247名の方々に真剣に受験していただきました。改めて御礼申し上げます。

また、その直前の8月22日(火)～24日(木)の「宅建マイスター養成講座」は133名もの皆様にご受講いただき、講師の方々も受講された皆様の前向きな姿勢に応えるように、熱い講義をしておられました。

当センターは2014年、「宅建マイスター認定制度」を創設しました。これは、当センターで25年前から行っております「不動産コンサルティング制度」が不動産に関する幅広い分野での相談・提案能力を問うものであるのに対し、マイホームの売買等、通常の宅建取引における真のエキスパート、宅建取引士のリーダーを育成するため、当初、通信講座と集合研修を受講した上で、修了試験に合格した方を「宅建マイスター」として認定するものでした。既に312名の宅建マイスターが誕生し、その活躍が業界内外から高い評価をいただくようになってきています。このような実績を踏まえ、本年より「宅建マイスター認定制度」を再整備することとし、試験制度に移行させることといたしました。

前述しましたように、“上級宅建士”としてのステイタスは、これまで宅建マイスターに認定された方々の真摯な姿勢と実績・評判がなければなかったと言えます。よって今回の第1回認定試験も、“初回だから特例試験”的な発想ではなく、既に300名強いらっしゃる宅建マイスターの方々も納得できる、また、評価いただいている業界内外の方々にも恥ずかしくないハードルということで、厳しいものとなりました。

設問について具体的に申し上げますと、前半の択一式問題は基礎的な復習問題とし、後半の記述式問題では、設問1、2において宅建マイスターとしての調査能力・論理的思考を問い、設問3において取引の安全確保・契約の考え方を問うものとなりました。宅建取引士であれば、目の前にあるポイント、疑問点の解消・確認は当然ですが、宅建マイスターに求められる調査能力は、さまざまな情報から顕在化していないリスク、いわば内在するリスクをどう導き出すか、というもののなのです。顕在化しているリスクをコツコツ地道にきちんと調査するだけでは、“マイスター”とは言えません。

また、契約における特約を記入する設問3においては、特約とは定型の条文と違って、加えて売主・買主が結ぶ約束事ですから、違反すれば契約違反になるのは当然であり、不足があっても過剰であっても多大なペナルティが発生します。宅建マイスターとしてはお客様から信頼される安心・安全な取引について、若い宅建取引士を指導していく上で、この点の把握は必須のmatterであります。

以上のような観点から問題を作成しましたので、「多くを書くことによる努力点」のない純粋な記述式問題となりました。これは、業界で例のない歯ごたえのある試験内容となっています。宅建マイスター認定試験については今後もいわゆる“上級宅建士”への登竜門として充実させていく所存です。何卒当センターの思いにご賛同いただき、皆様のご支持を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。